⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

⑴　〒697―0027 島根県浜田市殿町22番地　島根県浜田警察署「広島県山県郡北広島町における女子大学生被害にかかる死体遺棄等事件合同捜査本部」
電話0855―22―0110（代表）
フリーダイヤル0120―385―301
島根県警察ホームページ
（http://www.pref.shimane.lg.jp/police/hamada.html）

⑵　〒731―3501 広島県山県郡安芸太田町加計3760番地１　広島県山県警察署「広島県山県郡北広島町における女子大学生被害にかかる死体遺棄等事件合同捜査本部」
電話0826―22―0110（代表）
広島県警察ホームページ
（http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/i-tehai.html）

捜査特別報奨金に関する公告

次のとおり捜査情報提供者に対して捜査特別報奨金を支払います。

なお、捜査情報提供者についての秘密は、厳守されます。

平成22年2月26日

警察庁刑事局長　金高　雅仁

1　対象事件

平成16年10月５日、広島県廿日市市上平良で発生した「廿日市市上平良における女子高校生等被害殺人事件」

2　捜査特別報奨金の支払の対象として指定する行為

１の事件に関する被疑者の検挙又は事件の解決に結び付く情報を７の情報の受付部署に提供すること。

3　上限額　300万円

4　支払の要件

２の行為をした者の中で、被疑者の検挙又は事件の解決への寄与の度合が大きいと警察庁刑事局長が認めた者に対して、３の金額の範囲内で、警察庁刑事局長が当該寄与の度合に応じて相当と認める金額を支払う。ただし、対象者が複数ある場合には、それぞれの寄与の度合に応じて、３の金額の範囲内で分割して支払う。

なお、その余については、民法（明治29年法律第89号）の規定による。

5　応募の期間

平成22年３月１日から平成23年２月28日まで（必着）

ただし、郵送による場合は、応募期間最終日までの消印は、有効とする。

6　支払の除外事由

次に掲げる者に対しては、捜査特別報奨金の支払は行わない。

⑴　被疑者の検挙又は事件の解決の時点で匿名であるなどのため特定できない者

⑵　警察職員及びその親族

⑶　共犯者、当該情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる者その他捜査特別報奨金を支払うことが不適当であると警察庁刑事局長が認めた者

7　情報の受付部署

〒738―0015 広島県廿日市市本町１番10号
広島県廿日市警察署「廿日市市上平良における女子高校生等被害殺人事件捜査本部」
電話0829―31―0110　内線601
広島県警察ホームページ
（http://www.police.pref.hiroshima.lg.jp/i-tehai.html）

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条の規定により公告する。受還付人は、同条第２項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

藤沢区検察庁検察官

平成22年検第18号窃盗被疑事件（平成22年領第６号）　1．原動機付自転車１台「受還付人落合孝治」

さいたま地方検察庁検察官

平成16年検第１―11032号住居侵入、窃盗被告事件（平成17年領第946号）　1．ネックレス92本。2．ネックレストップ様のもの２本。3．イヤリング24組。4．イヤリング13個。5．ブレスレット22本。6．指輪75個。7．腕時計31本。8．ブローチ19個。9．ピアス45組。10．ピアス18個。11．カメラ２台。12．現金14,010円。13．財布３個。14．メモリースティック２個。15．ペンダント３本。16．ペンダントトップ13個。17．スカーフ留め２個。18．アクセサリー入れ２個。19．ライター３個。20．ネクタイピン５個。21．ピンバッジ４個。22．貴金属２個。23．装飾品７個。24．小物入れ２個。25．マウス１個。26．キーホルダー１個。27．ショルダーバッグ１個。28．カセットテープ１本。29．カードケース１個。30．ＭＤウォークマン１台。31．宝石箱１個。32．懐中時計１個。33．ボタン２個。34．薬入れ１個。35．袖どめ１組。36．カフスボタン１組。37．ＸＤピクチャーカード２枚。38．ウォークマン１個。39．ゲームボーイアドバンス１個。40．手提げバッグ１個

平成17年検第１―2684号常習累犯窃盗被告事件（平成18年領第247号）　1．マイナスドライバー１本。2．手提げかばん１個。3．商品券６枚。4．ブレスレット１本。5．現金10,010円。6．ビール券11枚。7．古銭94個。8．外国硬貨２個。9．プライヤー１本。10．記念メダル１個。11．古銭２枚。12．外国紙幣２枚

平成17年検第１―13117号窃盗被告事件（平成18年領第398号）　1．商品券60枚。2．コミック本12冊。3．ゲームソフト１枚。4．プレイステーションポータブル１台。5．アルバム１冊。6．写真29枚。7．ＣＤケース10個。8．ＣＤ63個。9．マイナスドライバー１本

平成21年検第8907号詐欺被告事件（平成21年領第2162号）　1．現金19,210円

さいたま区検察庁検察官

平成19年検第3370号窃盗被告事件（平成19年領第1813号）　1．財布３個。2．商品券５枚。3．図書券４枚。4．鍵１本。5．定期入れ１個。6．アイポッド１台。7．メモ帳１冊。8．腕時計１本。9．小銭入れ１個

熊谷区検察庁検察官

平成22年検第200号窃盗被疑事件（平成22年領第48号）　1．現金80,956円。2．財布１個。3．ジャンパー１着。4．携帯電話１個。5．鍵１個。6．レシート１枚

千葉地方検察庁検察官

平成21年検第102824号覚せい剤取締法違反被疑事件（平成21年領第841号）　1．覚せい剤２袋。2．現金15,000円。3．メモ紙１枚。4．財布１個。5．注射針２本。6．注射筒１本

市川区検察庁検察官

平成21年検第101219号窃盗被疑事件（平成21年領第604号）　1．ゴルフバッグ（クラブ27本在中）３個。2．バッグ２個。3．ＣＤチェンジャー１台。4．レーダー探知機１台。5．シェーバー１台。6．懐中電灯１個。7．針金１本。8．サングラス４個。9．クリーナー１個。10．ワイパー１本。11．ブラシ１本。12．靴１足。13．タオル２本。14．衣類11枚。15．軍手１双。16．電卓１個。17．ライト１本。18．箱２個。19．ワックス１箱。20．ナンバープレート２枚「受還付人小杉昭彦」。21．カメラレンズ１本。22．ＣＤ43枚

大阪地方検察庁検察官

平成20年検第1161号窃盗被告事件（平成20年領第705号）　1．ヘルメット１個。2．財布４個。3．切手16枚。4．アクセサリー３個

平成20年検第7404号覚せい剤取締法違反被告事件（平成20年領第4556号）　1．小銭入れ１個。2．財布１個。3．現金266,000円。4．領収書１枚

平成20年検第23870号有印私文書偽造等被告事件（平成20年領第10497号）　1．現金189,200円。2．封筒１枚。3．ポリ袋１枚

平成21年検第11831号等大麻取締法違反等被告事件（平成21年領第4778号）　1．封筒４枚。2．現金198,000円。3．紙片５枚。4．領収書１枚。5．ポリ袋１袋。6．覚せい剤結晶４袋

平成21年検第15087号等大麻取締法違反等被疑事件（平成21年領第6189号）　1．大麻１袋。2．リュックサック１個。3．ビニール袋２袋。4．封筒１袋。5．現金105,000円。6．伝票１枚。7．ポリ袋１袋。8．包丁１本。9．粘着テープ片68片。10．紙箱２個

平成21年検第20787号覚せい剤取締法違反被疑事件（平成21年領第7537号）　1．バッグ１個。2．覚せい剤結晶３袋。3．アルミ箔片１片。4．スプーン１本。5．パスケース１個。6．名刺・紙片（プリペイドカード３枚を含む）１束。7．キャッシュカード１枚。8．メモ帳３冊。9．切手３枚。10．収入印紙３枚。11．注射器１本。12．Ｔシャツ２枚。13．短パン１枚。14．コンパクトディスク５枚。15．ドライバー１本。16．オーデコロン１本。17．充電器１台。18．封書６通。19．領収証１枚。20．保険証１通。21．預金通帳１通。22．振込便利帳１通。23．同意書１枚。24．紙片４枚。25．小銭入れ１個。26．現金23,173円。27．メンバーズカード１枚。28．鍵（キーホルダー付）１本

平成21年検第22603号窃盗被疑事件（平成21年領第8236号）　1．手提げ袋１枚。2．軍手１双。3．レーダー探知機１台。4．ハイウェイカード１枚

平成21年検第23069号窃盗被疑事件（平成21年領第8412号）　1．現金9,000円

平成22年検第975号窃盗被疑事件（平成22年領第303号）　1．現金8,000円

第明治三十五種郵便物認可